

告 示

埼玉県告示第三百三十五号

測量計画機関である幸手市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年八月二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

幸手市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

幸手市全域

四 作業期間

令和元年十一月二十一日から令和二年三月十九日まで